北海道留萌保健所感染症診査協議会要綱

（趣　旨）

1. この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１

１４号。以下「法」という。）第２４条第６項の規定に基づき、留萌保健所に設置する感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名　称）

1. 協議会の名称は、「北海道留萌保健所感染症診査協議会」とする。

（組　織）

1. 協議会は、１１人以内で組織する。

　２　委員は、法第２４条第５項に規定する全ての分野から任命するものとする。その過半数は、医師

のうちから任命しなければならない。

　３　法律に関し学識経験を有する者は、人権に配慮できる者を選任することとする。

　４　医療及び法律以外の学識経験を有する者は、地域社会において援護・相談活動を行っている者を

選任することとする。

　５　委員には、道職員を任命しないものとする。ただし、感染症指定医療機関の医師についてはこの

限りではない。

　６　委員の任期は。３年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と

する。ただし、再任を妨げない。

　７　特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

（会長及び副会長）

1. 協議会に会長及び副会長を置く。

　２　会長及び副会長は、委員が互選する。

　３　会長は協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

　４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

1. 協議会の会議は保健所長が招集する。

　２　協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことはできない。ただし、やむを得ない

理由があるときは、この限りではない。

　３　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

　４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことがで

きる。

（会長への委任）

1. この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮

って定める。

（部　会）

1. 協議会に次の部会を置く。
2. 感染症部会
3. 結核部会

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

４　部会長は部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が職務

を代理する。

　６　協議会は、部会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

（所掌事務）

1. 感染症部会は、法第２４条第３項各号に掲げる事務（次項に規定するものを除く）を行う。

　２　結核部会は、法第２４条第３項各号に掲げる事務（結核に係るものに限る）を行う。

（部会の組織）

1. 感染症部会は、委員６名以内で組織する。

　２　結核部会は、委員５人以内で組織する。

（部会の会議）

第１０条　部会の会議は、保健所長が招集する。

　２　部会は、３人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない

理由があるときは、この限りではない。

　　　また、法第２０条第１項の診査案件については部会開催が困難な場合は、部会長の了承を得た上

で、その後最初に開催する部会において、改めて診査を行う。

　３　部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

　４　部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことが

できる。

（庶　務）

第１１条　協議会及び部会の庶務は、留萌保健所健康推進課で行う。

　附　則

この規定は、平成25年7月1日から施行する。